

事前評価調書

I 事業概要																																	
事業名	農業農村整備事業（緊急農地防災事業）																																
地区名	ささぞねおおつかにき 笹首根大塚2期地区																																
事業箇所	にしおし 西尾市																																
事業のあらまし	<p>本地区は、愛知県中部の西尾市に位置し、一級河川矢作古川右岸沿いの流域面積 118.1ha の低平な農業地域である。</p> <p>地区内の排水は幹線排水路への自然排水のみでは対応できず、排水の一部は大塚排水機場により一級河川矢作古川へ強制排水している。しかし、流域開発による降雨流出量の増加等により地区内幹線排水路の排水能力が不足し、豪雨時にはしばしば農地、農業施設、公共施設等の湛水被害が生じている現状である。</p> <p>このため、排水能力が不足する排水路を改修整備することにより湛水被害を防止し、農業経営の安定と県民生活の安全・安心を図ることを目的として、2020年度から事業を実施するものである。</p>																																
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>排水能力が不足する排水路を改修整備し、農地、農業用施設及び公共施設等の湛水被害を防止する。</p> <p>（計画基準雨量：296mm/3日、1/20年確率雨量）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																																
事業費	事業費		内訳																														
	1.5億円		■工事費 1.3億円、■用補費 0.0億円、■その他 0.2億円																														
事業期間	採択予定年度	2020年度	着工予定年度	2020年度	完成予定年度	2021年度																											
事業内容	排水路 L=314m																																
II 評価																																	
① 事業の必要性	1) 必要性	<p>地区内の排水を担う本排水路は能力不足であり、農地、農業用施設及び公共施設等に宅地等に湛水被害が生じているため、排水能力を確保するための整備を行う必要がある。</p> <p>また、「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」（2015年9月）に基づき算定したB/Cは1.14で1.00を超えている。</p>																															
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>排水路の整備により排水能力を確保し、湛水被害を未然に防止する必要があるため。</p>																														
② 事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td><</td> <td>></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td><</td> <td>></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td><</td> <td>></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="2">1.5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						2020	2021			工種区分	調査・設計	<	>			用地補償	<	>			工事	<	>			事業費（億円）		1.5			
			2020	2021																													
工種区分	調査・設計	<	>																														
	用地補償	<	>																														
	工事	<	>																														
事業費（億円）		1.5																															
2) 地元の合意形成	<p>本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、事前に地元関係者への説明などを行っており、概ね合意が得られている。</p> <p>近年の局地的な豪雨の頻発などから、早期着手が望まれている。</p>																																

判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】	円滑に事業が実施できる環境が整っており、計画の実効性が確保されている。
III 対応方針		
事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>事業後の湛水被害の有無を確認。 ※事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生した場合、その降雨により評価する。ただし、事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。</p>		